

住宅をお持ちのみなさまへ

空き家になったときのことを

考えておきましょう。

**誰でも空き家の所有者又は管理者(「所有者等」)
になる可能性があります!!**

●ケース1

一人暮らしをしていた高齢の親が施設に入ることに。



(その他)

・転勤になり、家族で引っ越すことに。

●ケース2

親(親族)が亡くなり、実家を相続することに。



など様々な要因により、

誰でも『**空き家の所有者等**』になる可能性があります。

空き家をそのまま放置しておく

ご近所に
迷惑を
与えます!

お金が
かかります!

危険です!

- 損壊や倒壊
- 防犯性の低下
- 樹木の越境や景観の悪化
- ごみの不法投棄
- 悪臭・害虫の発生

空き家を放置すると様々な問題が生じ、持ち主だけでなく、ご近所に大きな影響を与えますので、**住んでいる時から権利関係や登記の変更、相続について早めに準備することが大切です。**

相続(権利関係の整理)

①『空き家』になった時の方針の検討

今後、誰も居住しなくなる可能性が高い家屋の場合には、事前に「今後、その家屋をどうするのか(相続放棄を含む。)」を検討し、遺言や贈与等の対策を講じましょう。

②必要な手続きの確認と実施

所有者が死亡した場合、すぐに行動できるように相続登記等の手続きを確認し、所有者が死亡した後は、速やかに必要な手続きをしましょう。



空き家になったら、しっかり管理することが大切です。

適切な管理

「定期的な点検・お手入れ」や「荷物の整理」が重要！！

定期的な点検とお手入れを月1回程度は実施しましょう。また、大雨、台風、地震、大寒波への備え、その後の点検を行いましょう。荷物を整理することでスムーズに「活用(売却・賃貸等)」へも繋がります。

管理のポイント

- 通風・換気・通水○ ポストの整理
- 外周の清掃・草取り○ 屋根や外部まわりの点検など



空き家は早く傷むため活用の検討をしましょう。

宇美町空き家バンク制度



空き家バンクとは、空き家所有者と利用希望者のマッチングを図り、空き家の有効利用と定住を促進する制度です。

売買、賃貸借契約に関する手続きは、町と協定を結んでいる宇美町内の宅地建物取引業者が行いますので、安心してご利用いただけます。

詳細は、宇美町役場 環境課 までお問い合わせください。☎ 092-934-2226(直通)